

(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29

目次

第1章 はじめに

- 1 町田市いきいき長寿プランとは
- 2 町田市いきいき長寿プラン27-29 策定の流れと進捗評価
- 3 高齢者を取り巻く環境

第2章 町田市の現状と課題

- 1 町田市の現状
- 2 町田市の課題

第3章 施策の方向性

- 1 基本施策
- 2 プランの体系

第4章 3つの重点テーマ

第5章 目標達成に向けた取組み

第6章 介護保険事業の事業費と保険料

第7章 資料編

第 1 章 はじめに

- 1 町田市いきいき長寿プランとは
- 2 町田市いきいき長寿プラン27－29 策定の流れと進捗評価
- 3 高齢者を取りまく状況

1 町田市いきいき長寿プランとは

(1)町田市いきいき長寿プランの背景

少子高齢化の進展により高齢者に係る社会保障費の増大とそれらを支えるための人的・財政的な対応が大きな課題となっているなか、これまで、町田市では「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」、「持続可能な介護保険制度を運営すること」の2つを目的として町田市いきいき長寿プランを策定し、高齢者施策を推進してきました。

この間、2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という)が施行されるなど、「誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会」の実現の推進という同法の目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方自治体が一体となって講じていくことが求められています。

加えて、2024年9月に6年ぶりに閣議決定された新たな高齢社会対策大綱では、健康・福祉の分野における基本施策の指標として、「健康寿命の延伸」や「健康診査受診率の向上」、「通いの場への参加率向上」、「介護職員の確保」などを定めており、健康や介護予防、介護保険制度の持続可能性に関する取組みが求められています。

(2)町田市いきいき長寿プランの策定の目的

認知症基本法が定める基本理念及び基本的施策は、これまでに市が先進的に取り組んできた認知症施策の方向性と一致するものです。そこで同法に基づき策定する市町村認知症施策推進計画を町田市いきいき長寿プランと一体的に策定することで、認知症施策の継続性を確保すると共に、より効果的な高齢者施策の推進を図る必要があります。

また、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることは、誰もが抱く共通の願いです。そのためには、自身が健康と感ずることや介護が必要になっても安心して生活できる環境が必要になります。

そこで町田市では、地域包括ケアシステムの理念のもと、あらためて健康の視点を加えた「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らし続けられること」、これまで町田市が推し進めてきた「認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」の更なる推進」、安定した介護サービス提供のための「持続可能な介護保険制度を運営すること」の3つを新たな策定の目的として、「老人福祉計画」「認知症施策推進計画」「介護保険事業計画」を一体的にした「町田市いきいき長寿プラン27-29」(以下、「プラン」という)を策定します。

(3) プランの基本理念と基本目標

このプランでは、これまで町田市が掲げてきた「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を基本理念とし、3つの基本目標を設定します。

基 本 理 念

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

基本目標Ⅰ

住み慣れた地域で、みんなでいきいきと健康に暮らすことができる

現行プランの基本目標である「住み慣れた地域で、つながり、支えあいながら、いきいきと暮らすことができる」に、あらためて健康の視点を加え基本目標を定めました。地域でつながり、支え合いながら、みんなで健康寿命の延伸を目指します。

基本目標Ⅰの成果を測る指標

指標	現状値 2026 年度	目標値 2029 年度
●●●		

基本目標Ⅱ

認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができる

高齢化の進行に伴い、認知症の人の増加が見込まれるなか、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で自分らしく活躍することができるよう「認知症とともに生きるまち」を目指します。

基本目標Ⅱの成果を測る指標

指標	現状値 2026 年度	目標値 2029 年度
●●●		

基本目標Ⅲ

将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる

高齢化が著しく進行していくなか、中長期的なサービス提供体制の確保が求められることから、現行プランから基本目標を引き継ぎました。引き続き、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

基本目標Ⅲの成果を測る指標

指標	現状値 2026 年度	目標値 2029 年度
●●●		

(4)プランの位置づけと期間

このプランは「老人福祉法第 20 条の 8」に基づく市町村老人福祉計画と「介護保険法第 117 条」に基づく市町村介護保険事業計画であり、「認知症基本法 13 条」に基づく市町村認知症施策推進計画を包含するものです。

このプランの期間は 2027 年度から 2029 年度の 3 か年であり、介護保険事業計画における「第 10 期」にあたるものです。

プラン策定にあたっては、上位計画である市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」や、地域福祉計画である「町田市地域ホッとプラン」、その他関連計画との更なる連携・整合を図ります。

「地域包括ケアシステム」は、上位計画において実現を目指す「誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会」の基盤となるものです。

まちだ未来づくりビジョン2040

Machida Mirai-zukuri Vision 2040

実現

町田市いきいき
長寿プラン27-29

まちだユニバーサル社会推進計画

町田市子どもマスタープラン
25-34

町田市障がい者プラン
27-31

まちだ健康づくり推進プラン
24-31

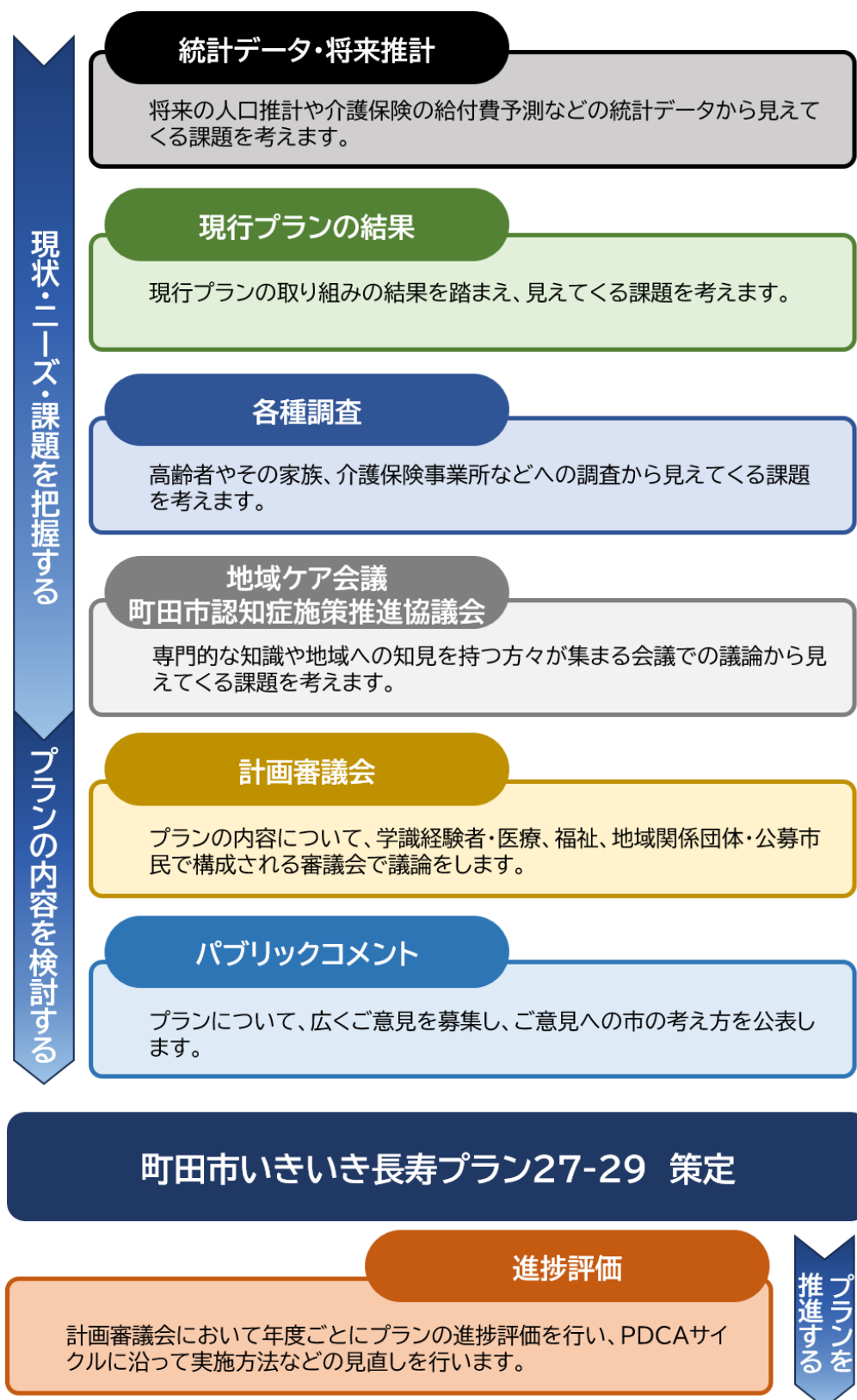
町田市地域ホッとプラン

その他の関連計画
町田市都市づくりのマスタープラン
町田市地域防災計画等

2 町田市いきいき長寿プラン27-29 策定の流れと進捗評価

プランの策定にあたっては、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会(以下、「計画審議会」という)において、町田市の将来人口推計や現行プランの進捗状況、各種調査の結果などから把握したニーズや課題をもとに、プランの内容を検討します。

プランの推進にあたっては、計画審議会において年度ごとにプランの進捗評価を行い、PDCAサイクルに沿って実施方法の見直しなどを行います。



3 高齢者を取り巻く環境

(1)日本の現状

- 日本の高齢者人口は 2025 年で約 3,622 万人であり、高齢化率は約 29%です。団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年には約 3,929 万人まで増加し、高齢化率は約 35%に達する見込みです。
- 日本の高齢者人口は 2043 年にピークを迎えますが、高齢化率はその後も上昇を続ける見込みです。
- 介護保険の一人あたりの給付費は 85 歳を超えると上昇します。2040 年にかけて 85 歳以上の人口が増加するため、総給付費の増加とそれに伴う介護保険制度維持のための費用の増加が続く見込みです。
- 15 歳未満の年少人口は年々減少しています。2040 年には 15 歳から 64 歳の生産年齢人口が急減するため、介護保険制度における財源・サービスの支え手不足が深刻化する見込みです。

(2)高齢者福祉分野に関わる最近の動向

高齢者福祉分野に関わる最近の動向について以下の表にまとめました。

動 向	内 容
介護保険法の改正	確定し次第追記
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(※1)の改正	確定し次第追記
認知症施策推進基本計画の策定	2024 年 12 月に「認知症基本法」に基づく国の認知症施策の基本計画である「認知症施策推進基本計画」が策定されました。本計画では、「共生社会の実現を目指す」、「認知症当事者の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する」などを基本的方向性として示し、施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進することを定めました。また、基本的施策として、①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力の 12 項目を設定しました。
高齢社会対策大綱の閣議決定(※2)	2024 年 9 月に 6 年ぶりとなる新たな高齢社会対策大綱が閣議決定されました。本大綱では「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」、「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築」、「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」の 3 つを基本的な考え方とし、「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」、「研究開発・国際展開等」の 5 つの分野で基本的施策に関する指針を定めました。

※1 各自治体で定める介護保険事業計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定することとされている(介護保険法第117条)。

※2 高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針。

第 2 章 町田市の現状と課題

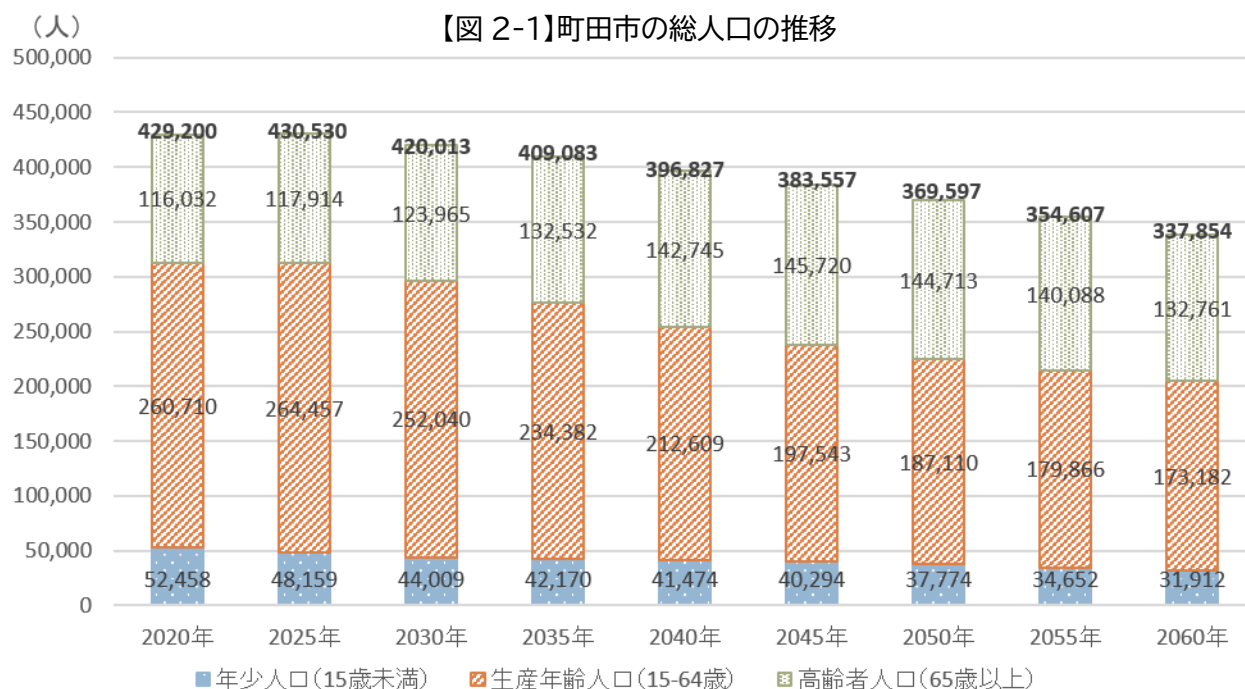
1 町田市の現状

2 町田市の課題

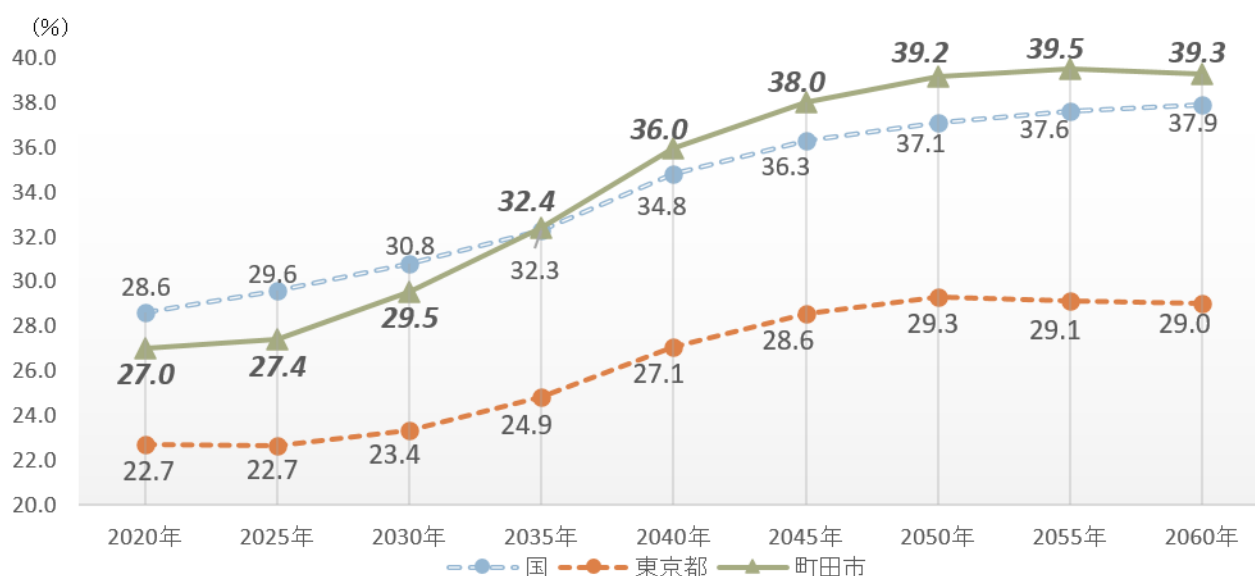
1 町田市の現状

(1) 統計データから見える現状と将来推計

町田市の現状や将来の姿を把握するために、統計データの分析や将来推計を行いました。

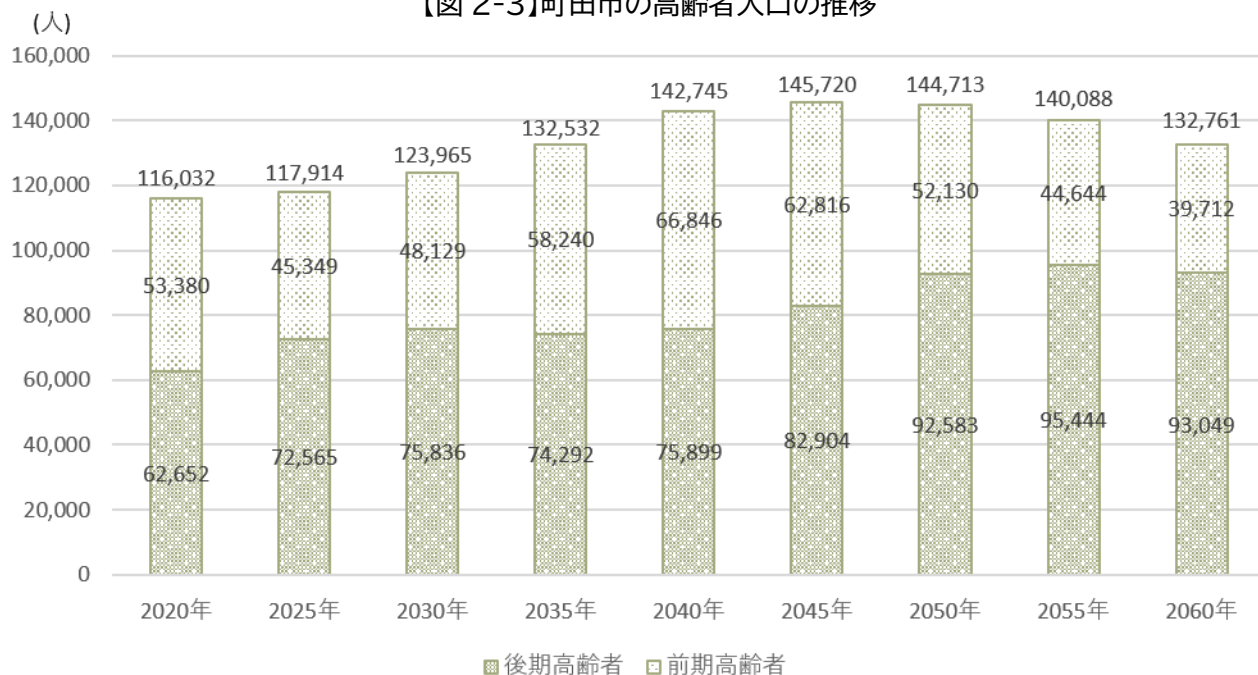


【図 2-2】高齢化率の将来推計(国・東京都・町田市)



- 町田市の総人口は 2025 年時点で約 430,000 人です。国の総人口は 2008 年にピークを迎えましたが、町田市は 2025 年頃まで横ばいで推移し、その後減少に転ずる見込みです。【図 2-1】
- 町田市の高齢者人口は 2025 年時点で約 118,000 人であり、高齢化率は約 27%です。2035 年には、高齢者人口は約 133,000 人まで増加し、高齢化率は国に並ぶ約 32%に達します。その後、高齢化率は国を上回り推移する見込みです。【図 2-1・図 2-2】

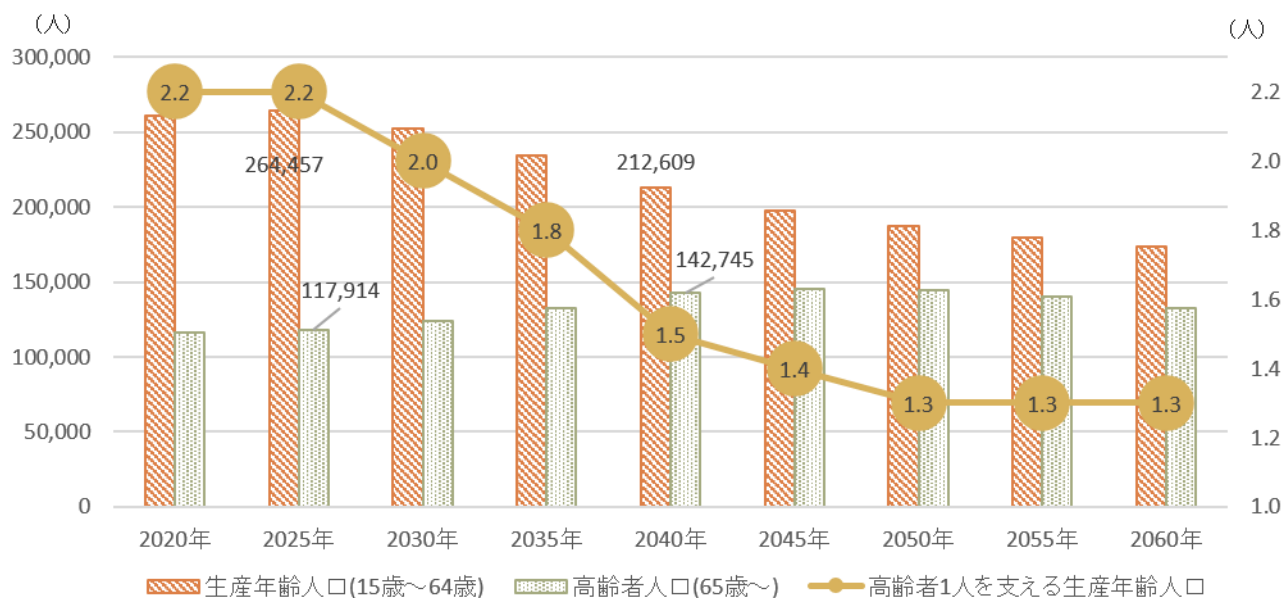
【図 2-3】町田市の高齢者人口の推移



- 高齢者人口は 2045 年頃にピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです。
- 前期高齢者人口のピークは団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年頃です。後期高齢者は、高齢者人口の減少が始まった後も増加し続け、2055 年頃にピークを迎えます。

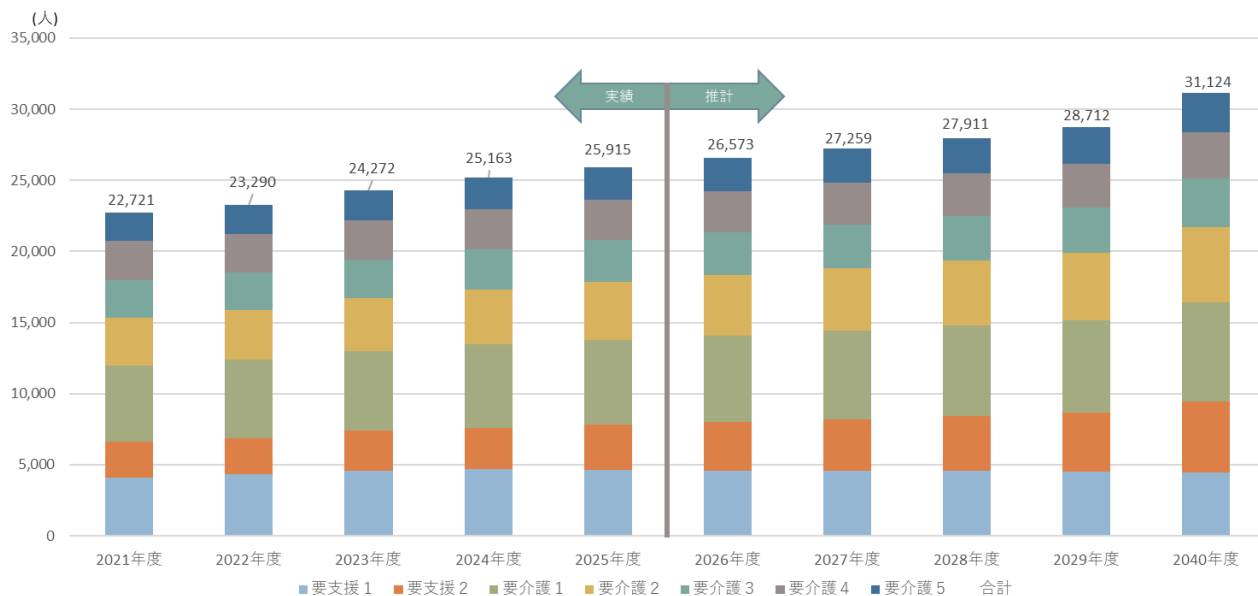
【図 2-3】

【図 2-4】町田市の年齢区分別人口と高齢者1人を支える生産年齢人口の推移



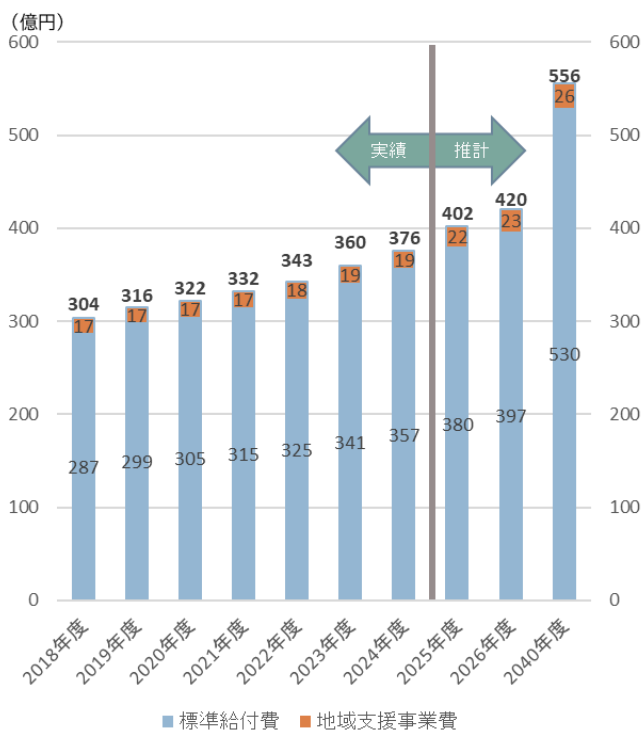
- 生産年齢人口の減少に伴い、介護保険制度における財源・サービスの支え手不足が深刻化する見込みです。2025年には生産年齢人口2.2人で高齢者1人を支えていましたが、2040年には生産年齢人口1.5人で高齢者1人を支える計算になります。いわゆる「肩車型社会」が目前に迫っています【図 2-4】

【図 2-5】町田市の要介護・要支援認定者数の推移

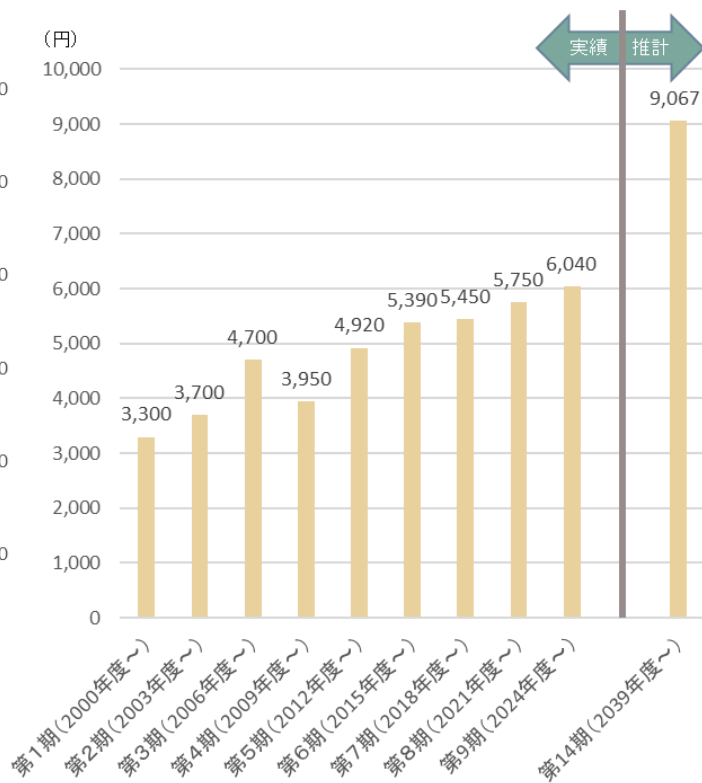


- 高齢者人口の増加に伴い、町田市の要介護・要支援認定者数も増加しています。2025 年時点で約 26,000 人である要介護・要支援認定者は、2040 年には約 1.2 倍の約 31,000 人まで増加する見込みです。【図 2-5】

【図 2-6】町田市の介護サービスに関する給付費等の推移

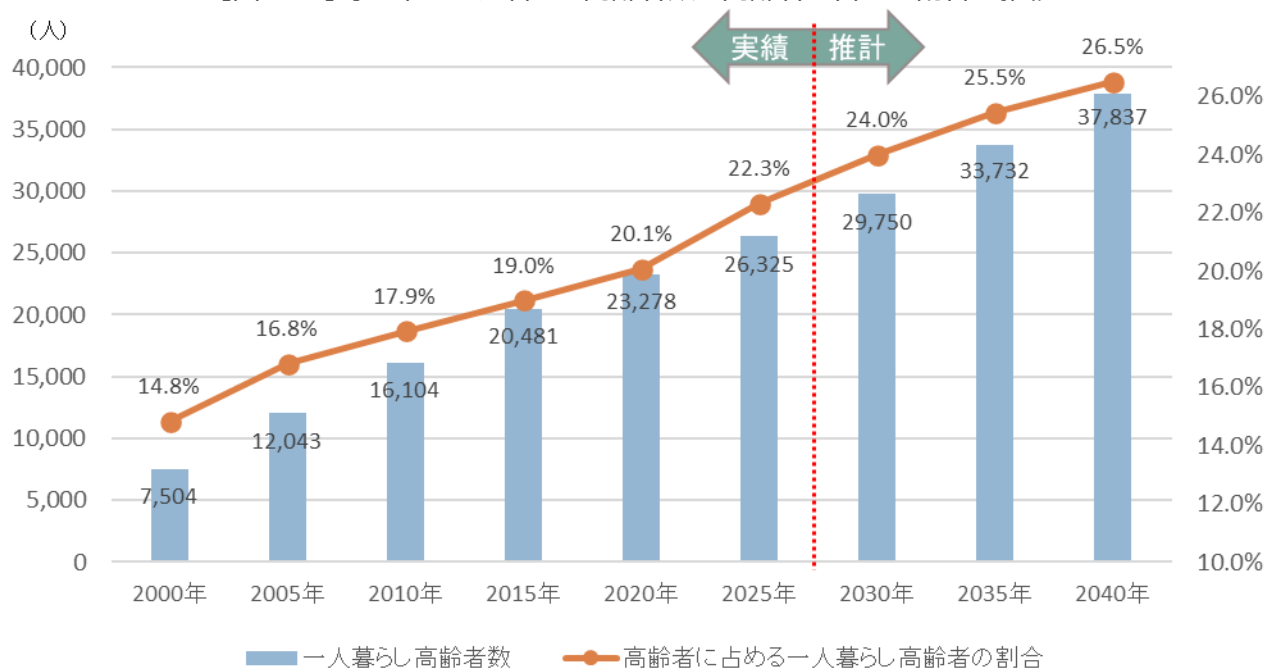


【図 2-7】町田市の介護保険料月額基準額の推移



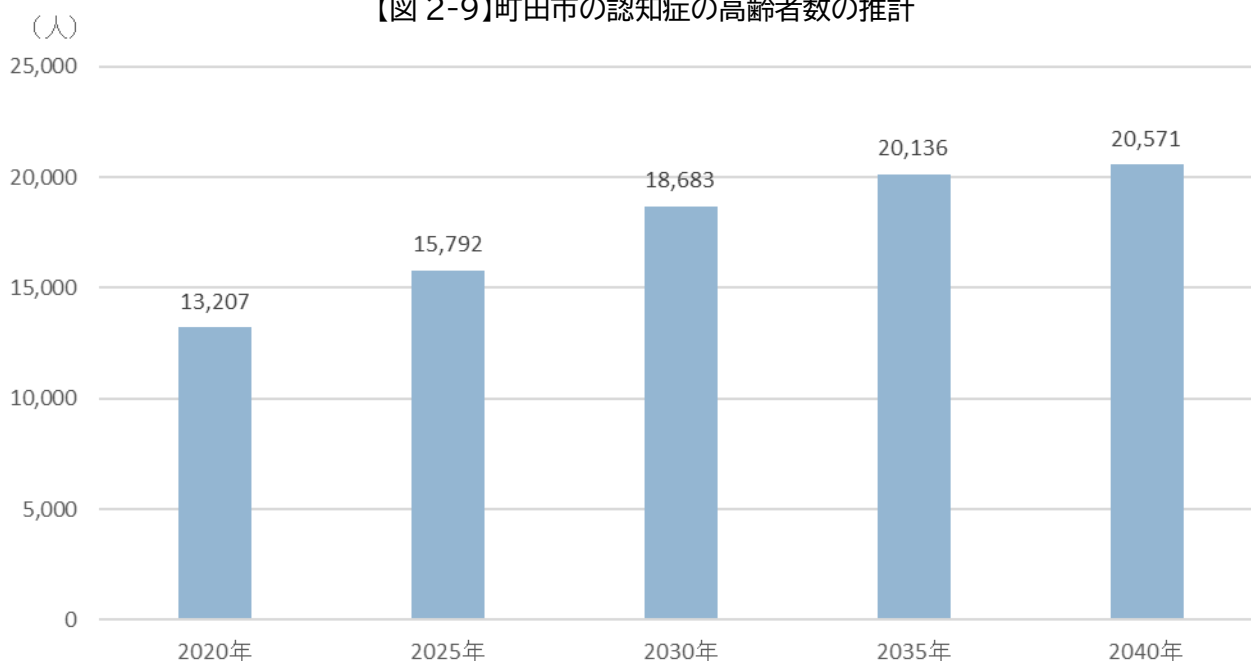
- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスに関する給付費等も増加しています。これにより、公費等の制度維持のための費用や介護保険料が増加しています。【図 2-6・図 2-7】

【図 2-8】町田市の一人暮らし高齢者数と高齢者に占める割合の推移



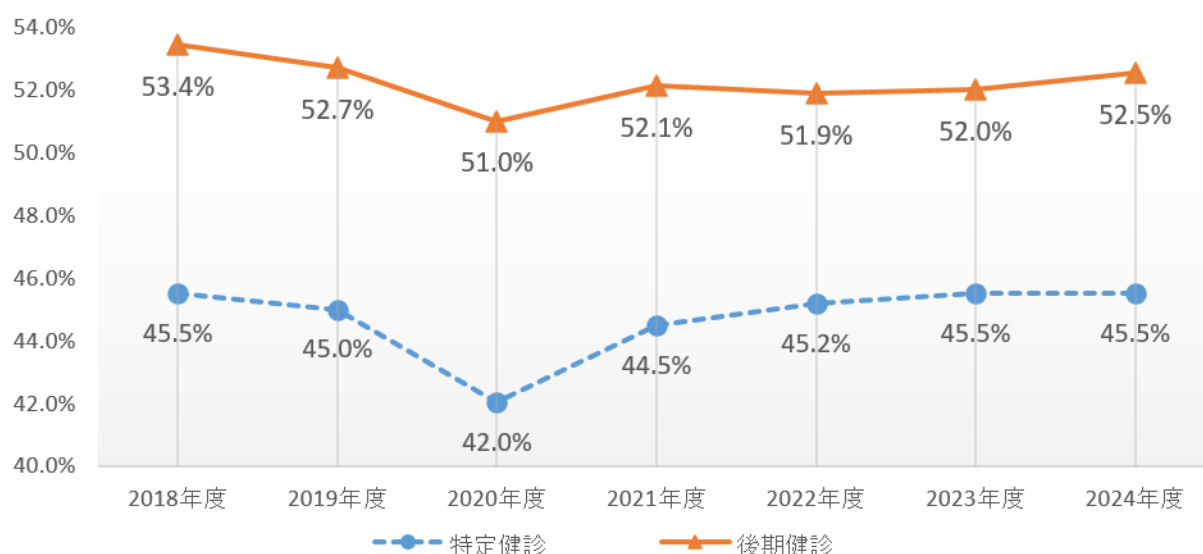
- 2025 年時点で約 118,000 人である町田市の高齢者人口の内、約 22%にあたる約 26,000 人が一人暮らし高齢者です。この割合は団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年には約 26%まで増加するため、高齢者のほぼ 4 人に 1 人が一人暮らし高齢者となる見込みです。【図 2-8】

【図 2-9】町田市の認知症の高齢者数の推計



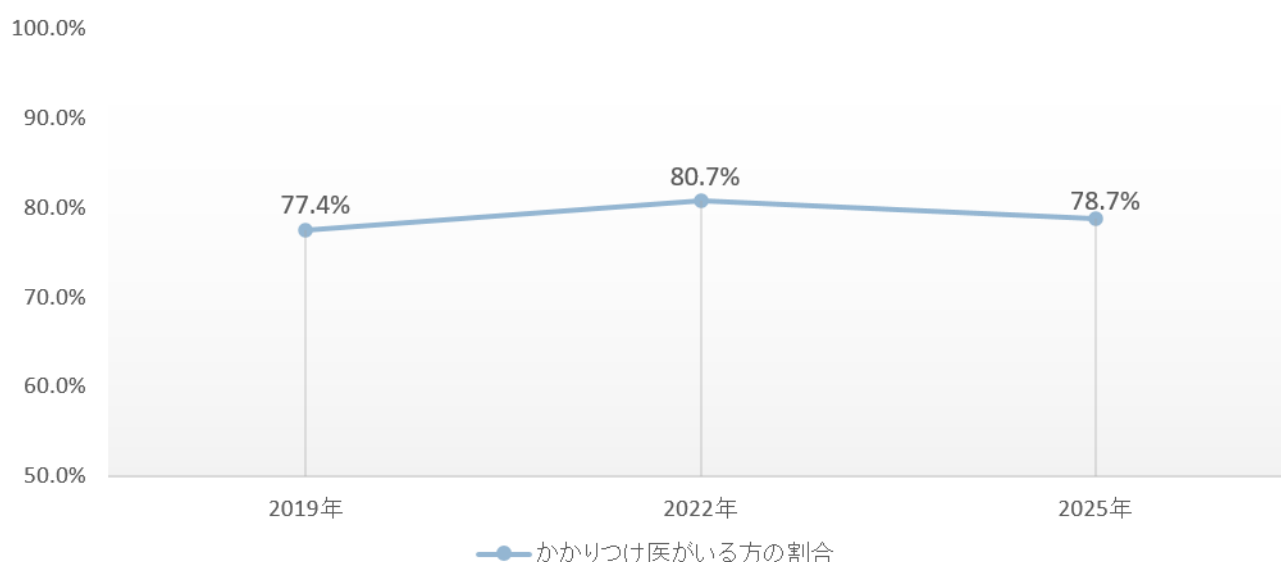
- 町田市の認知症の高齢者数は 2025 年時点で約 16,000 人と推定されます。2040 年には約 1.3 倍の約 20,000 人まで増加し、高齢者のほぼ 7 人に 1 人が認知症となる見込みです。【図 2-9】

【図 2-10】町田市の特定健診及び後期健診における受診率の推移



- 全期間を通じて、後期健診の受診率の方が特定健診よりも高い水準で推移しています。2020年度を底として、翌2021年度からは回復傾向にあります。特定健診はコロナ禍前と同水準まで回復しているのに対し、後期健診はコロナ禍前の水準にはわずかに届いていません。【図 2-10】

【図 2-11】要介護認定を受けていない町田市の高齢者のうち、かかりつけ医がいる方の割合の推移



- 要介護認定を受けていない高齢者を対象に「あなたには“かかりつけ医”はいますか。」「体調が悪い時や健康について相談したいときに、いつも受診する医師や医療機関はありますか。」と調査した結果、全期間を通じて、「はい」と回答された方の割合は約80%前後で推移しています。【図 2-11】

(2) 現行プランの進捗状況

計画審議会では、プランの進捗評価を毎年度行っています。現行プランの進捗状況評価結果は以下のとおりです。

基本 目標	基本 施策	取組みの方向性	主な取組み	進捗評価	
				2024年度	2025年度
1	1	(1) 生きがいづくりに取組む	① 老人クラブ活動の推進	○	◎
			② 高齢者のスポーツ活動の普及・啓発	○	◎
			③ 町田市シルバー人材センターの会員の確保	△	△
			④ いきいきポイント制度の普及	○	◎
			⑤ 多世代が交流できる場づくりの推進	◎	◎
		(2) 介護予防・健康づくりに取組む	① 保健事業と介護予防の一体的な推進	◎	◎
			② 「町トレ」の推進	○	○
			③ 自主グループ活動の推進	○	◎
			④ 介護予防サポーターの養成	○	○
			⑤ 要支援者等の生活機能改善のための助言	○	○
			⑥ 短期集中型サービスの実施	○	○
	2	(3) 地域での支えあいに取組む	① 高齢者支援センターと関係機関との連携強化	○	○
			② 地域ケア会議による課題解決機能の強化	○	○
			③ 生活支援団体の活動の推進	○	○
			④ 移動支援の推進	◎	◎
			⑤ まちだ互近助クラブの推進	○	◎
		(4) 高齢者の安心した暮らしの実現に取組む	① 高齢者見守り支援体制の充実	○	◎
			② あんしんキーホルダーの普及	○	○
			③ 災害時のための介護サービス事業所等との連携強化	△	△
			④ 災害時における高齢者の迅速かつ円滑な避難の確保	○	○
			⑤ 成年後見制度の利用支援	◎	◎
			⑥ 高齢者虐待の防止	○	○
			⑦ 高齢者を守るための防犯意識づくり	◎	◎
		(5) 住まいと生活の支援に取組む	① 養護老人ホームへの入所支援	○	○
			② 高齢者への居住支援の推進	○	○
			③ 寝具乾燥消毒事業の実施	◎	◎
			④ 高齢者在宅訪問理美容券の交付	○	○
			⑤ 住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣	△	△
	3	(6) 「認知症とともに生きるまち」の実現に向けて取組む	⑥ 高齢者の安全運転意識の向上	○	○
			① Dカフェの実施	◎	○
			② 認知症とともに生きるまちづくりワークショップの実施	○	◎
			③ 認知症について考える「普及啓発イベント」の実施	◎	○
			④ 16のまちだアイ・ステートメントの普及	○	○
			⑤ 認知症サポーターの活動支援	◎	◎
		(7) 認知症の人とその家族の支援に取組む	① 認知症相談の実施	○	◎
			② 認知症の早期受診支援(認知症初期集中支援チーム事業)	△	△
			③ 認知症の人の家族等への支援	○	◎
			④ 行方不明高齢者の捜索支援	○	○
	4	(8) 医療と介護の連携に取組む	① 「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」の推進	○	○
			② 「医療と介護の連携支援センター」による地域ケア会議の開催	○	◎
			③ カスタマーハラスメントに対する対応能力の向上	○	○
	5	(9) 家族介護者の支援に取組む	① 家族介護者教室や家族介護者交流会の開催	◎	◎
			② 市民向け介護講習会の開催	○	○
		(10) 介護人材の確保・育成・定着に取組む	① 介護人材開発センターによる介護人材の確保	△	△
			② 介護の資格取得支援	○	○
			③ 中核となる専門人材の育成・定着	◎	△
		(11) 介護施設等の整備に取組む	① 在宅生活を支える地域密着型サービスの充実	○	△
			② 要介護度改善に向けた介護サービス事業者の取組み促進	△	△
	6	(12) 介護サービスの品質向上に取組む	③ 介護サービス相談員の派遣	○	○
			④ デジタル技術を活用した介護認定事務の効率化	◎	◎
			⑤ 指定申請等に関する文書負担の軽減	◎	◎
			⑥ 介護現場における生産性の向上	◎	○
			⑦ 認定調査の平準化(要介護認定の適正化)	○	○
		(13) 適切な介護サービスの提供に取組む	② ケアプラン・住宅改修・福祉用具の点検	△	△
			③ 介護報酬請求の適正化(医療情報との突合、縦覧点検)	○	○

- 現行プランの進捗状況は、84%の取組みが計画以上、またはおおむね計画どおりに進捗していると評価されています。
- 災害時における高齢者への支援体制など、引き続き安心した暮らしの実現を目指す必要があります。
- 介護人材の確保・育成・定着については、離職率は改善傾向にあるものの、引き続き大きな課題となります。
- 介護施設等の整備については新規整備に向けて公募期間を限定しないなど、引き続き柔軟な対応が求められます。
- 持続可能な介護保険制度の運営に向けて、介護サービスの効率的な提供・品質向上について、更なる推進が求められています。

(3)各種調査の分析

2025年9月～2026年1月に市内の高齢者やその家族、介護保険事業所への調査を下記の通り実施しました。1万件を超える調査結果について困りごとやニーズを数値化するとともに、その中から多くあった内容を「声」としてまとめました。

ア. 元気な高齢者及び要支援1・2の高齢者を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2025年 10月	一般高齢者 事業対象者 要支援1・2	8,000	5,785	72.3%

※ 調査の正式名称は「健康とくらしの調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)」

イ. 要介護1～5の高齢者を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2025年 11月～12月	要介護1～5	4,800	2,643	55.1%
	特養待機者	400	176	44.0%

※ 調査の正式名称は「高齢者の福祉や介護に関する調査-市民ニーズ調査-」

ウ. 在宅療養中の高齢者と主な家族介護者を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2025年9月～ 2026年1月	認定調査(更新)を受ける在宅生活者	605	605	100%

※ 調査の正式名称は「高齢者の福祉や介護に関する調査-在宅介護実態調査-」

エ. 介護保険事業所を対象とした調査

実施時期	調査対象の内訳	発送数	回収数	回収率
2025年 11月～12月	市内介護保険事業所	610	351	57.5%

※ 調査の正式名称は「高齢者の福祉や介護に関する調査-事業所調査-」

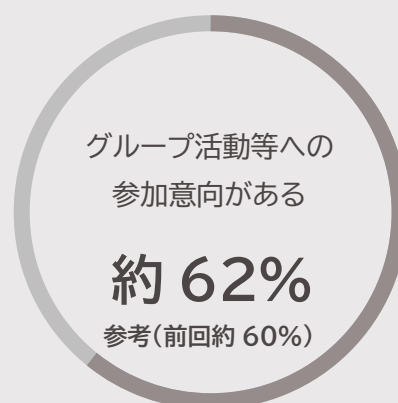
「ア. 元気な高齢者及び要支援1・2の高齢者を対象とした調査」から分かったこと

約 90%の方が健康について
関心を持っています



健康についての記事や番組に関心があるか尋ねた設問では、89.6%が「はい」、8.2%が「いいえ」と回答しました。

約 62%の方が地域等で行う
グループ活動等への参加に前向きです



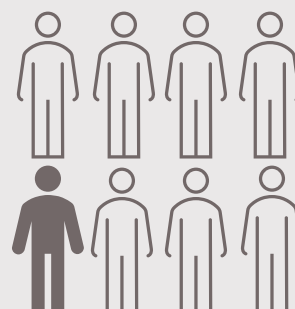
地域住民による健康づくり活動や趣味活動等のグループ活動への参加の意向を尋ねた設問では、4.7%が「すでに参加している」、3.4%が「是非参加したい」、53.6%が「参加してもよい」と回答しました。

約 83%の方が健康体操やサロンなどの
介護予防のための通いの場に参加していません



地域住民による健康づくり活動や趣味活動等のグループ活動への参加状況を尋ねた設問では、14.1%が「参加している」と回答し、83.3%が「参加していない」と回答しました。

グループ活動等へ参加していない理由



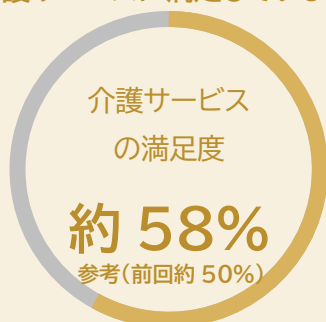
約 8 人に 1 人が

「グループ活動等に関する情報が手に入らない」
を理由としてあげています

グループ活動等に参加していない高齢者に対しその理由を尋ねた設問では、11.9%が「グループや活動の情報が手に入らない」と回答しました。

「イ. 要介護1～5の高齢者を対象とした調査」から分かったこと

約 58%の方が現在利用している
介護サービスに満足しています



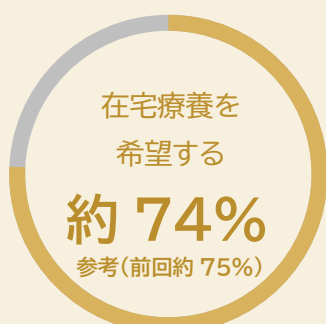
現在利用している介護サービスへの満足度を尋ねた設問では、57.9%が「満足」と回答しました。

約 52%の方が将来、自分の最後を
迎える場所として、自宅を希望しています



将来、最期を迎えたい場所を尋ねた設問で「自宅」と回答した方の割合は、51.9%でした。

約 74%の方が在宅療養を希望しています



長期の治療、療養が必要になった場合の在宅療養の希望を尋ねた設問では、73.6%の方が「希望する」と回答しました。

約 65%の方が在宅療養での家族の
肉体的・精神的負担を不安に感じています



在宅療養について不安に感じることを尋ねた設問では、65.3%が「家族の負担(肉体的・精神的)」と回答しました。

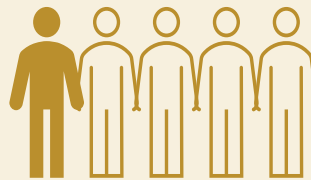
近所付き合いの有無



約 5 人に 1 人が
全く近所付き合いをしていません

地域のご近所の方とどのような付き合いをしているかを尋ねた設問では、17.1%が「全く付き合いをしていない」と回答しました。

複数の困りごとを抱えている人



約 5 人に 1 人が
障がいのある家族のケア、生活の困窮、
引きこもり・孤立など、
複数の困りごとを抱えています

世帯における困りごとの有無について尋ねた設問では、18.9%が「困りごとが2つ以上ある」と回答しました。

「ウ. 在宅療養中の高齢者と主な家族介護者を対象とした調査」から分かったこと

フルタイム又は
パートタイムで働いている
主な家族介護者

約 51%

参考(前回約 45%)

主な家族介護者の約 51%はフルタイム
又はパートタイムで働いています

主な家族介護者の現在の就労形態について尋ねた設問では、34.6%が「フルタイムで働いている」、16.8%が「パートタイムで働いている」と回答しました。

介護を理由に
仕事を辞めた人

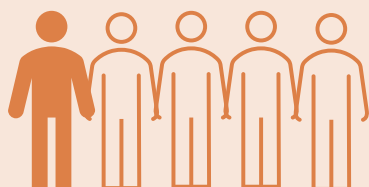
約 3%

参考(前回約 4%)

主な家族介護者の約 3%が過去1年間に
介護を主な理由として仕事を辞めています

過去1年間の介護離職の有無について尋ねた設問では、2.7%が介護を理由として「主な介護者が仕事を辞めた」と回答しました。

主な家族介護者が不安に思うこと

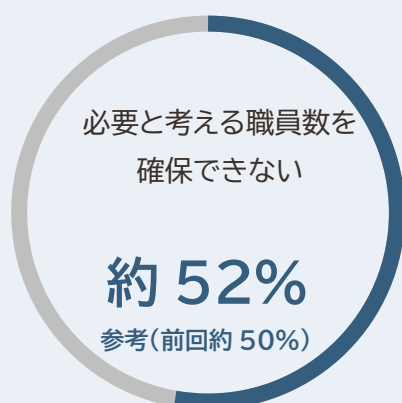


約5人に 1 人の主な家族介護者が
認知症状への対応に不安を抱えています

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じることを尋ねた設問では、18.7%が「認知症状への対応」と回答しました。

「工 介護保険事業所を対象とした調査」から分かったこと

約 52%の事業所が必要と考える職員数を
確保できない時があります



必要と考える職員数を常時確保できているかを尋ねた設問では、26.8%が「確保することが難しい」、25.4%が「確保できていない時がある」と回答しました。

急変時の入院を依頼できる病院がある
事業所は約 15%です



医療機関との連携について尋ねた設問では、「急変時の入院を依頼できる病院がある」と回答した事業所が 15.4%でした。

約 25%の事業所が雇用拡大のため資格取得
受講料等の奨学金制度が有効と考えています



職員の新規雇用を拡大するために、検討している方策について尋ねた設問では、25.1%が「資格取得等に必要な受講料等の奨学金制度を設ける」と回答しました。

ケアプラン作成を行う事業所の約 96%が
社会資源をケアプランに盛り込んでいます



ケアプラン作成において、介護サービス以外の各種ボランティアや見守り支援ネットワーク等の社会資源を盛り込み、活用したことがあるかを尋ねた設問では、ケアプラン作成を行う事業所の 95.7%が「ある」と回答しました。

(4)地域ケア会議の意見

町田市では、医療・介護の専門職、福祉関係者、民生委員・児童委員、警察・消防関係者などの関係者が集まり、それぞれの知識や経験を活かすことで、高齢者が抱える個別の課題を解決するための話し合い(地域ケア会議)を行っています。この会議により、関係者の視点から見た地域ごとのニーズの傾向性や町田市全体でのニーズが見えてきます。

地域ケア会議から見たニーズ

【高齢者の社会参加に関すること】

- 通える範囲で身体を動かせる場や趣味を楽しめる場が必要です。
- 高齢者が活躍できる場がほしいという声があります。
- 地域住民が多世代で交流できる場がほしいという声があります。

【生活支援に関すること】

- 支援を必要とした時の相談先の周知が必要です。
- 買い物の荷物が重くて、持ち運びができないとの声があります。
- 身体機能が低下した高齢者の外出が困難という声があります。

【高齢者の見守りに関すること】

- 介護予防や見守り、生活支援のボランティア育成が必要です。
- 地域貢献の場を求めている事業者や高齢者と地域のニーズのマッチングが必要です。
- 地域で見守りや助け合いを行うため、「見守りネットワーク」の構築が必要です。

【認知症支援に関すること】

- 「認知症とともに生きるまち」を実現するため、認知症の人と地域住民とともに意見交換をしながら考える必要があります。
- 認知症により意思決定が難しくなった時に備えておくための情報を整理しておく必要があります。

【在宅療養に関すること】

- 在宅療養を支える体制づくりのさらなる推進のため、在宅療養の普及と多職種連携促進のための取組みを継続する必要があります。
- 意思決定をすることが困難になったときに備えて、本人の意思を反映した医療・ケア(介護)を実現するために、市全域でアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発に取り組む必要があります。

(5)町田市認知症施策推進協議会からの意見

町田市では、地域ケア会議のうち、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう支援することを目的として、認知症の人を支援するための施策の推進に関し、認知症当事者を含めた関係者で協議するため、町田市認知症施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置しています。この協議会により、関係者の視点から見た「認知症支援」に関する地域ごとのニーズの傾向性や町田市全体でのニーズが見えてきます。

町田市認知症施策推進協議会から見たニーズ

【認知症支援に関すること】

- やりたいことがあるのは認知症の人もそうでない人も同じ。認知症になっても支援者だけでなく、色々な人と関わって様々な活動をしたいという声があります。
- 地域に、誰もが出入りでき、居ても大丈夫と思える居場所が近所にたくさんあると良いという声があります。
- 「認知症とともに生きるまち」を実現するため、気軽にみんなで集まり認知症について考えたり、活動したりする場が必要です。
- 認知症の人に積極的に関わられるよう、認知症の人や家族の方への関わり方を学びたいという声があります。
- 多くの認知症サポーターに活躍の場を提供するほか、既存の活動に参加できる仕組みづくりが必要です。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が示す「新しい認知症観」について市内の小中学校や企業等に対し、普及啓発を行っていく必要があります。
- 認知症について気になった際や、認知症と診断された際に、気軽に相談できる場やすぐに対応するための取組みが必要です。
- 家族介護者にとっての息抜きや、愚痴や悩みを吐露できる場が必要です。
- 家族介護者ごとに悩みは異なるが、色々な困りごとや対処方法等について、家族介護者同士で相談や、情報交換することで、同じようなケースの備えになるという声があります。

(6) 高齢者等の声や地域の関係者の意見

プランの策定において大切なことは、当事者などの声を聞き、そのニーズを把握することです。高齢者や介護保険事業所等への調査の結果や、「地域ケア会議」・「町田市認知症施策推進協議会」などの地域の関係者の意見から、高齢者等の声や地域の関係者の意見を読み取りました。

① 各種調査の結果から読み取れる高齢者等の声

高齢者や介護保険事業所等への調査の結果からは、以下のような声を読み取ることができました。

高齢者の声 ～高齢者を対象とした調査より～	● 生きがいをもって暮らしたい。 ● 地域の活動についてもっと知りたい。 ● 何かあった時に一人だと不安だ。 ● 困りごとをまとめて相談したい。 ● 健康に暮らし続けたい。 ● 自宅で暮らし続けたい。 ● 介護をしてくれる家族に負担をかけたくない。 ● よりよい介護サービスを受けたい。 ● 認知症になってもこれまでと変わらずに暮らし続けたい。
家族の声 ～在宅療養をする高齢者と 主な家族介護者への調査より～	● 介護と仕事を両立したい。 ● 家族が認知症になった時が不安だ。
事業所の声 ～介護保険事業所を対象とした 調査より～	● 十分なサービスを提供するために、必要な職員を確保したい。 ● 資格取得を後押しするなど、職員を確保するための方策を実施したい。

② 地域の関係者の意見

「地域ケア会議」や「町田市認知症施策推進協議会」などの地域の関係者の意見から、以下のような意見を読み取ることができました。

地域の関係者の意見	● 高齢者が活躍できる場が必要。 ● 生活上の支援を必要とした時の相談先の周知が必要。 ● 地域で高齢者を見守るネットワークづくりが必要。 ● 在宅療養を支える体制づくりやアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発が必要。 ● 認知症になっても様々な活動や活躍ができる場が必要。 ● 認知症サポーターの活躍の場や活動に参加できる仕組みづくりが必要。 ● 認知症について、気軽に相談できる場やすぐに対応するための取り組みが必要。 ● 家族介護者同士で相談や、情報交換できる場が必要。
-------------------------	--

2 町田市の課題

(1)課題の抽出

第2章の1「町田市の現状」であげた、統計データや現行プランの進捗状況などからは、それぞれ異なる課題が見えてきます。将来的な展望から求められる対応、これまでの取組み状況から改めて見えてくること、高齢者やその家族等が抱えるそれぞれの困りごとなどを踏まえ、地域や高齢者等の声にどのように応えていくかという視点から課題を抽出しました。

「(1) 統計データから見える現状と将来推計」から見える課題

統計データからは、高齢者の増加に加え、生産年齢人口の減少が急激に進むこと、介護サービスに関する給付費等や介護保険料の増加が見込まれること、一人暮らし高齢者や認知症の人の増加が見込まれること、約 80%の高齢者にかかりつけ医がいるが、健康診査を受診している高齢者は半数に留まることなどが明らかになりました。これらの現状から、以下の課題を抽出しました。

課題

- 持続可能な介護保険制度の運営に向けた給付適正化等の取組みの強化が求められています。
- 高齢者を孤立させないために更なるアプローチが求められています。
- 認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりが求められています。
- 高齢者が自身の健康状態を把握し、健康状態の維持向上を図るなど、健康寿命の延伸に向けた取組みが求められています。

「(2) 現行プランの進捗状況」から見える課題

現行プランの取組みの進捗状況を確認し、十分な取組みが出来ていない項目については改めて課題として捉え直します。現行プランの進捗状況からは、「災害時における高齢者への支援体制など、引き続き安心した暮らしの実現を目指す必要がある」こと、「介護サービスの効率的な提供・品質向上について、更なる推進が求められている」こと、「離職率は改善傾向にあるものの、介護人材不足の解消は引き続きの課題となる」こと、「介護施設の整備について、引き続き柔軟な対応が求められる」ことなどが明らかになりました。これらの現状から、以下の課題を抽出しました。

課題

- 介護人材の確保・育成・定着に対し、引き続き重点的に取組むことが求められています。
- 災害時における高齢者への支援体制など、引き続き安心した暮らしの実現に取組むことが求められています。
- 介護サービスの質の更なる向上が求められています。
- 必要な介護施設の確保に関する取組みが求められています。

「(3) 各種調査の分析」から見える課題

各種調査の分析からは高齢者の地域での活動状況や困りごと、家族介護者の就労状況や抱えている不安、介護保険事業所の運営状況などが明らかになりました。これらの現状から、以下の課題を抽出しました。

課題

- 高齢者の社会参加と活躍の機会の拡充が求められています。
- 高齢者本人やその家族等の複雑化・複合化した課題の受け止め体制の充実が求められています。
- 認知症の人の家族に対する支援の拡充が求められています。
- 在宅療養における家族介護者の負担の更なる軽減が求められています。
- 医療・介護連携の更なる強化が求められています。
- 社会資源の更なる発掘と調整が求められています。

「(4) 地域ケア会議の意見」・「町田市認知症施策推進協議会からの意見」から見える課題

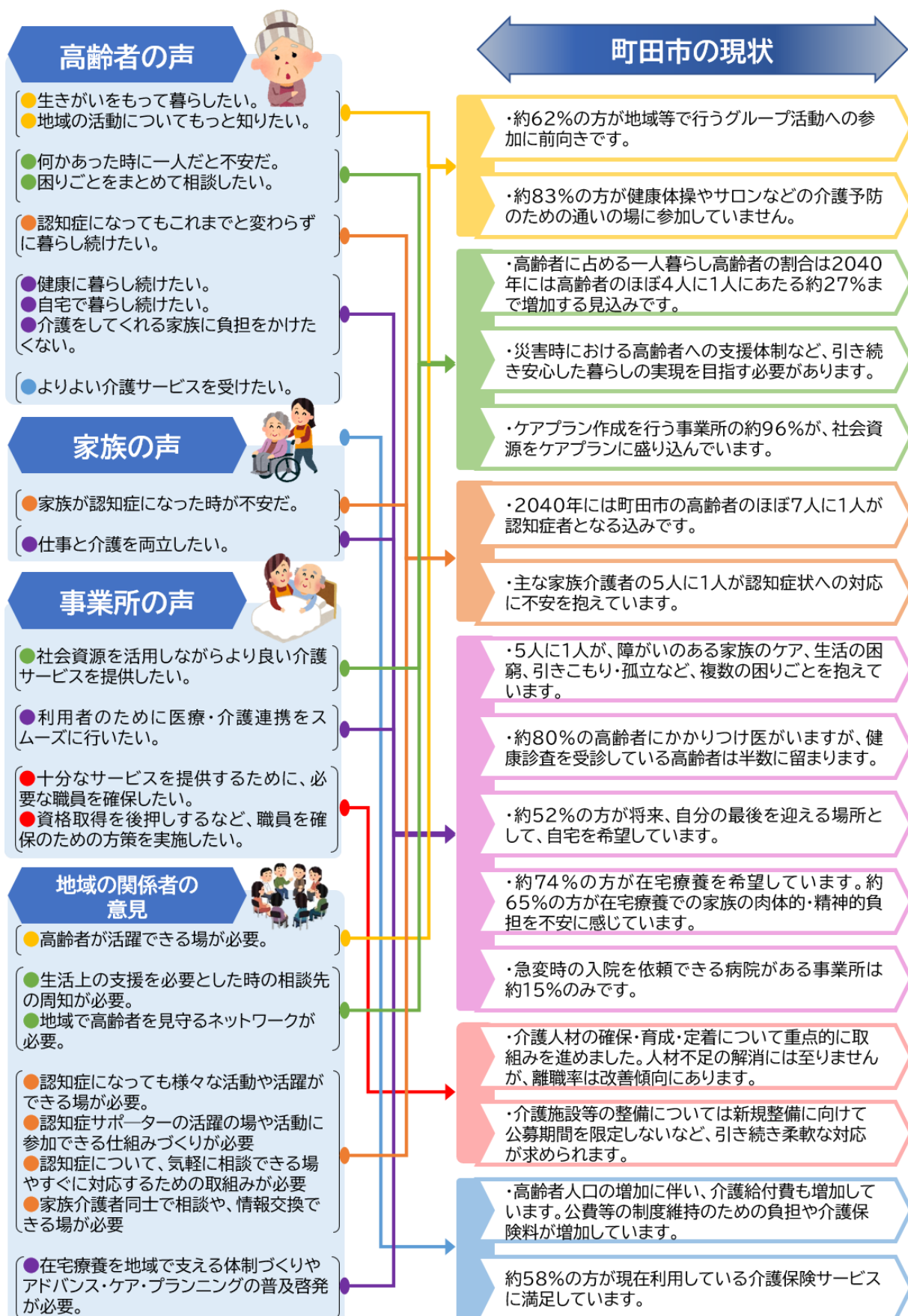
専門職などによる地域の話し合いである地域ケア会議や、認知症当事者を含めた関係者で「認知症支援」について協議する町田市認知症施策推進協議会では、地域に精通した関係者の視点をとおして、地域のニーズの傾向性や町田市全体でのニーズが見えてきます。この話し合いの内容から、以下の課題を抽出しました。

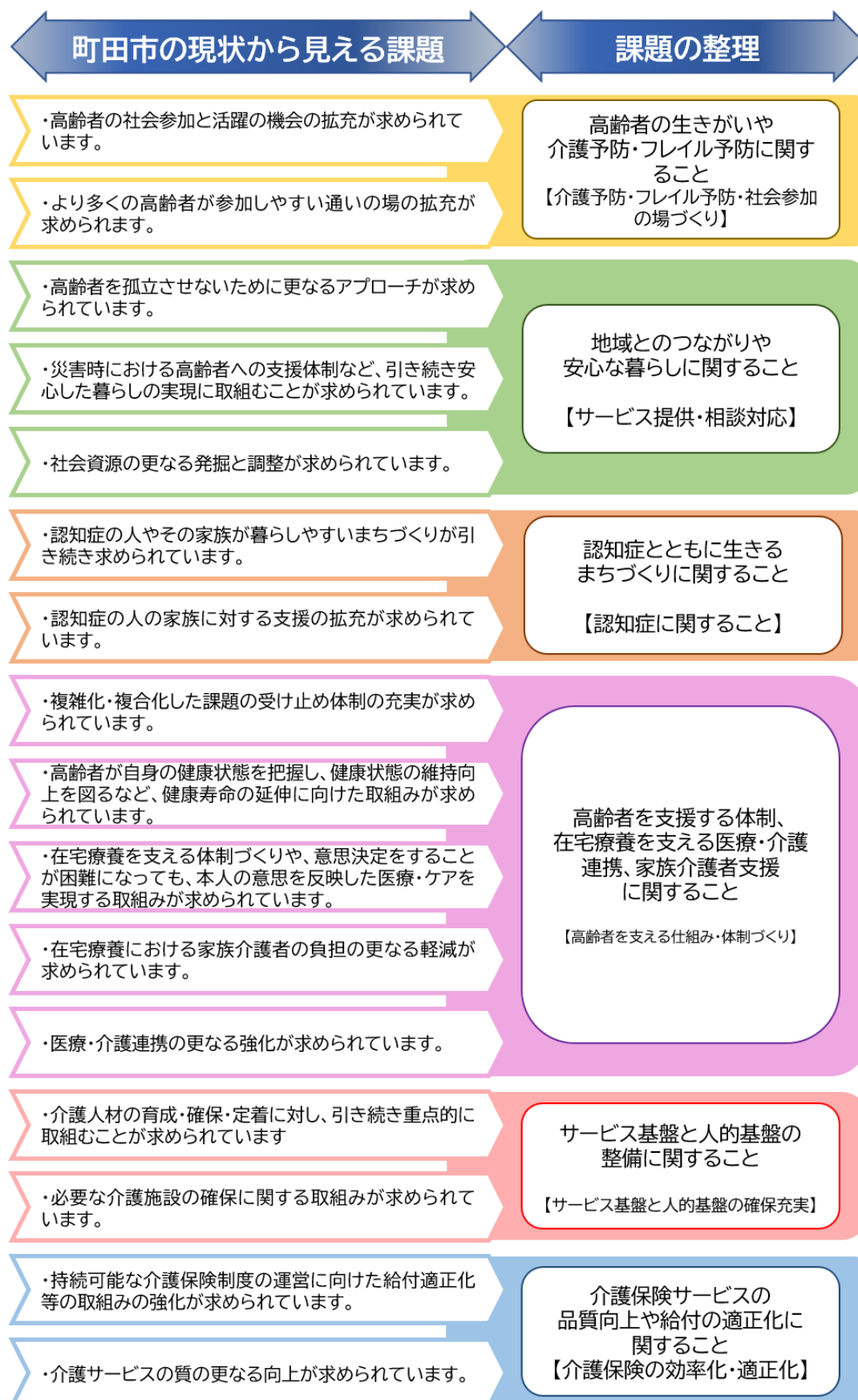
課題

- より多くの高齢者が参加しやすい通いの場の拡充が求められています。
- 高齢者の社会参加と活躍の機会の拡充が求められています。
- 社会資源の更なる発掘と調整が求められています。
- 認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりが求められています。
- 在宅療養を支える体制づくりや、意思決定をすることが困難になっても、本人の意思を反映した医療・ケア(介護)を実現する取組みが求められています。

(2)課題の整理

これまでにあげてきた、町田市の現状や町田市の課題を、高齢者等の声や地域の関係者の意見を起点として結び付け、最終的に 6 つの類型に整理しました。





第 3 章 施策の方向性

- 1 基本施策
- 2 プランの体系

1 基本施策

基本目標の実現に向け、「課題の整理」に基づいた6つの基本施策を定めました。

基本施策1 生きがいを持っていきいきと暮らす

高齢者がいきいきと暮らしていけるよう、生きがいづくりや介護予防・フレイル予防の取り組みを行うグループへの支援を通じて、高齢者の社会参加や健康増進の機会を作ります。

<基本施策1の成果を測る指標>



基本施策2 地域とつながり、安心して暮らす

高齢者が地域のなかで、安心して暮らせるよう、見守り支援や権利擁護の取り組みを行います。また、防犯や防災に関する意識向上に向けた取り組みを進めます。

<基本施策2の成果を測る指標>



基本施策3 認知症とともに生きる

「認知症とともに生きるまちづくり」を進めるため、認知症やその家族の居場所づくりである「Dカフェ」の開催や各種イベントなどの機会を活用して、認知症の人が社会参加するための取り組みなどを行います。また、認知症サポーターが地域で積極的な活動を行うためのサポートを行います。

<基本施策3の成果を測る指標>



基本施策4 住み慣れた場所で暮らし続ける

住民同士の支えあいを支援する取組みや、家族の介護をしている方の負担軽減の取組みに加え、より多くの人々が在宅療養を行えるよう、医療と介護の連携を進めます。また、誰もが相談できる高齢者支援センターの体制づくりなど、高齢者を支えていくための仕組みづくり・体制づくりを進めます。

<基本施策 4 の成果を測る指標>



基本施策5 必要な介護サービスを安心して受けられる

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人の増加が見込まれます。これに対応するため、より一層の介護人材の確保に取組みます。また、介護の現場で働く人の資格取得の支援や相談窓口の設置などにより、働く人の処遇や環境の向上に努めます。

<基本施策 5 の成果を測る指標>



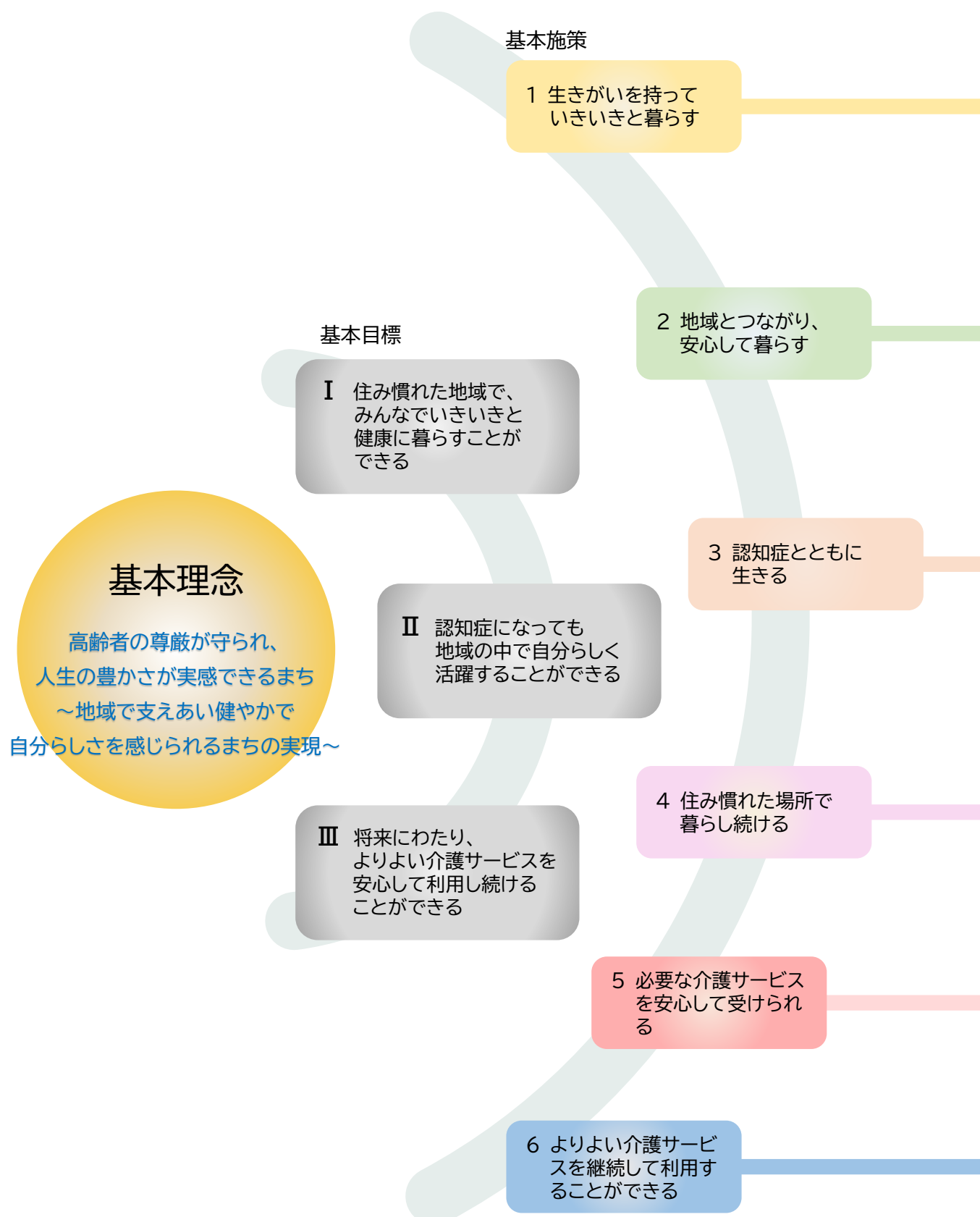
基本施策6 よりよい介護サービスを継続して利用することができる

介護サービスの質を高めるために、利用者の要介護度の改善に取り組む介護サービス事業所への支援を行います。また、利用者に適した介護サービスの提供と給付の適正化に取り組めます。

<基本施策 6 の成果を測る指標>



2 プランの体系



取組みの方向性		主な取組み
重点	1	生きがいづくりに取組む ●●
	2	介護予防・フレイル予防に取組む ●●
	3	高齢者の安心した暮らしの実現に取組む ●●
	4	住まいと生活の支援に取組む ●●
重点	5	「認知症とともに生きるまち」の実現に向けて取組む ●●
	6	認知症の人とその家族の支援に取組む ●●
	7	地域での支えあい取組む ●●
	8	医療と介護の連携に取組む ●●
	9	家族介護者の支援に取組む ●
重点	10	介護人材の確保・育成・定着に取組む ●●
	11	介護施設等の整備に取組む ●
	12	介護サービスの品質向上に取組む ●●
	13	適切な介護サービスの提供に取組む ●●

第 7 章 資料編

1 地域包括ケアシステムとは

1 地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、在宅での生活に必要な5つの要素である「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」に関するサービスが身近にあり、それらを必要に応じて利用することで、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることを目指すものです。

